

群馬県における 適格消費者団体を目指す活動

NPO法人消費者支援群馬ひまわりの会
理事 舟木 諒

1 差止請求権・適格消費者団体

消費者単独では・・・

例えば、クーリングオフができないと記載のあるエステ契約を締結した場合

解約はしたいけれど・・・
直接交渉， 弁護士に相談して交渉

不当条項のある契約



or による返金交渉

消費者A

求めに応じてAに返金

B

解約はしたいけれど・・・
金額も少ないし我慢しよう



C

解約はしたいけれど・・・
契約書に書いてあるし諦めよう

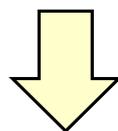


事業者

消費者個人の救済では・・・

消費者Aさんと異なり、請求を諦めてしまったBさんやCさんは泣き寝入り状態。

Aさんの解決がなされたとしても、事業者が掲げる「不当条項のある契約」自体は存続している。



今後の被害が継続するおそれ。不公平な状態の継続。

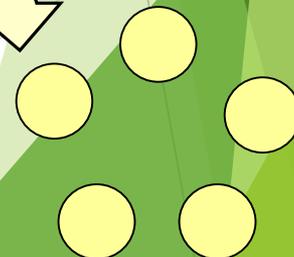
不当条項のある契約



事業者



消費者



差止請求権とは

- 事業者の「**不当な行為そのもの**」の差止を行える

適格消費者団体

差止請求権の行使

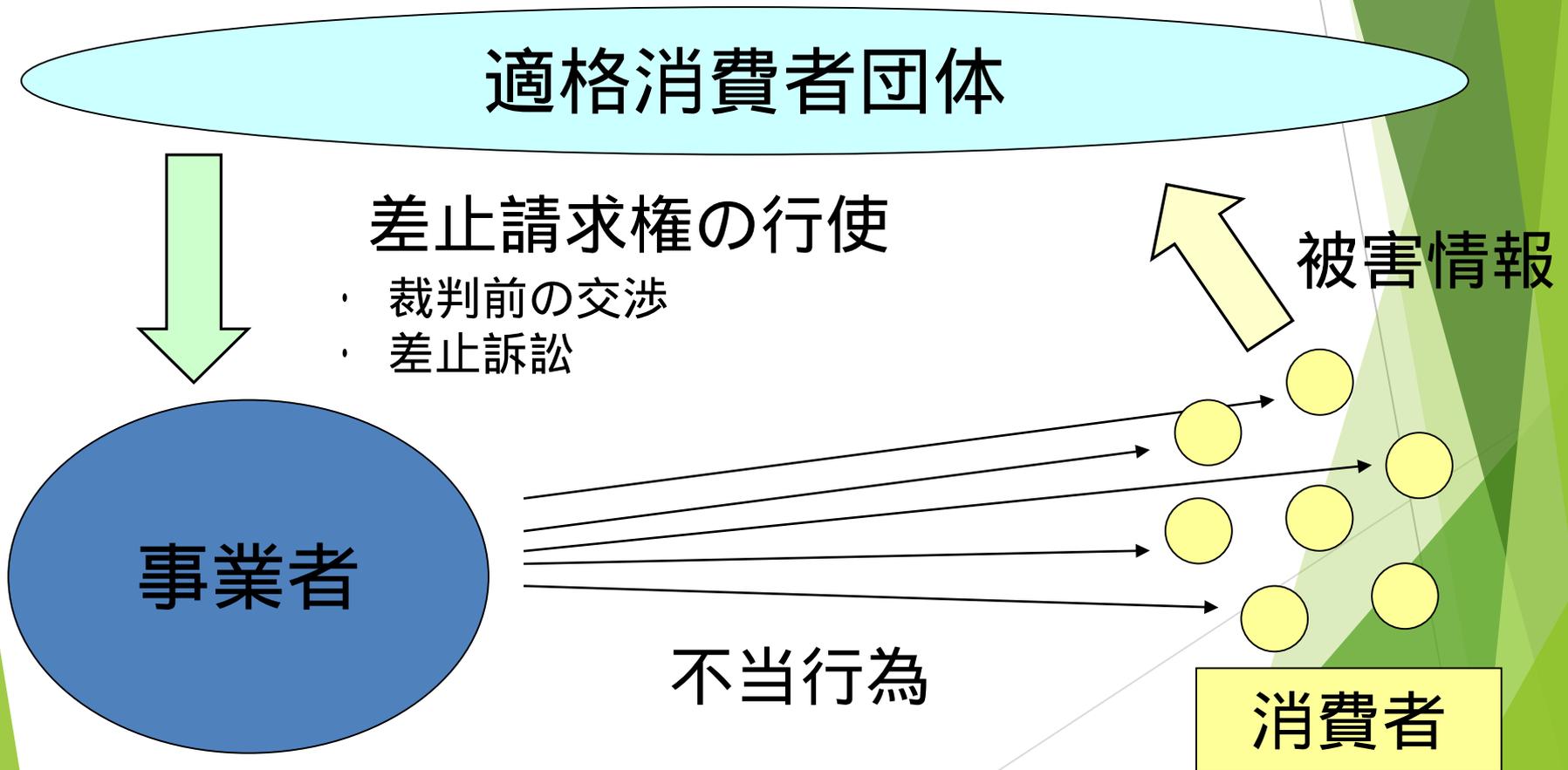
- ・ 裁判前の交渉
- ・ 差止訴訟

被害情報

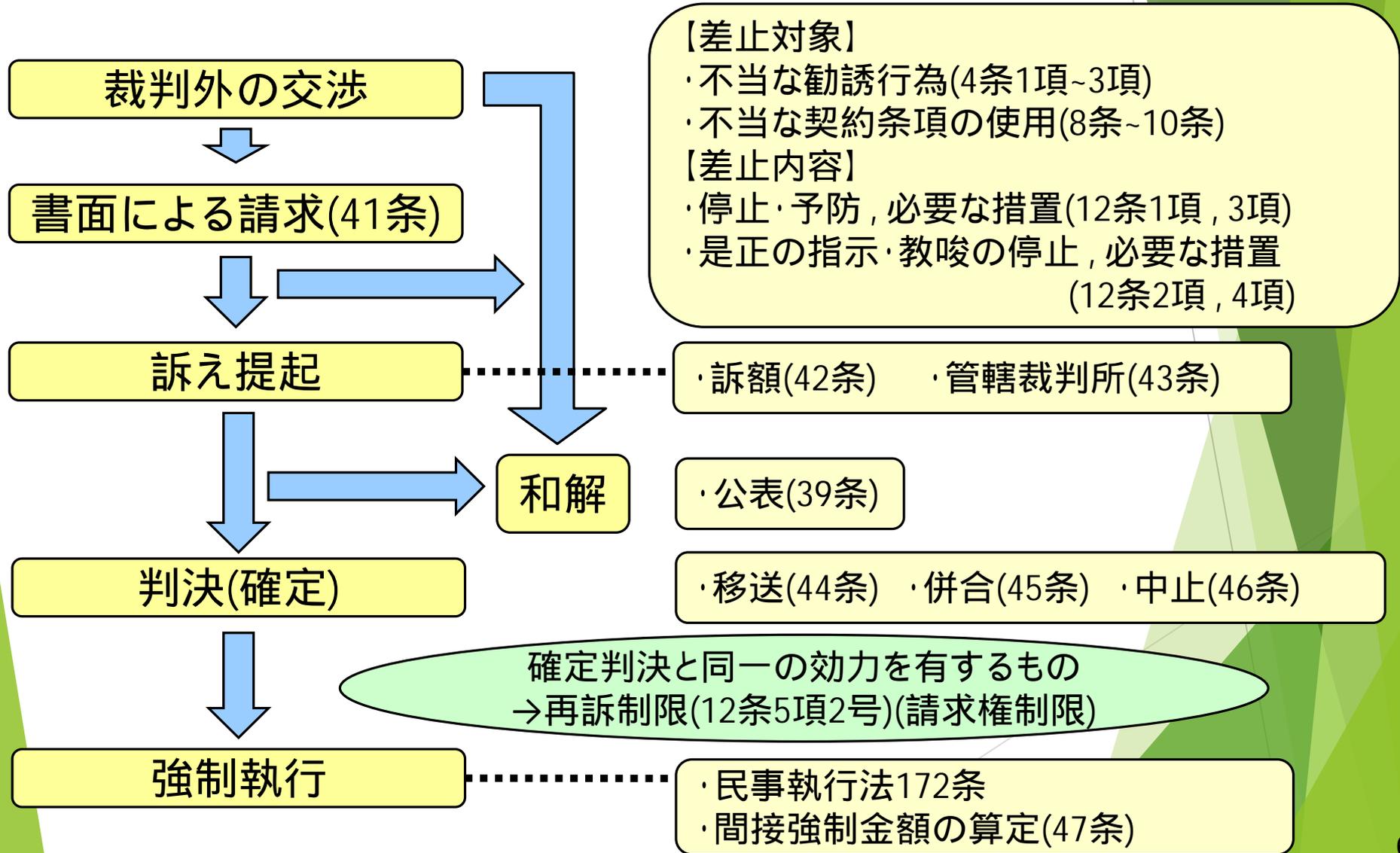
事業者

不当行為

消費者



差止請求の流れと法律の定め



適格消費者団体の構成

内閣総理大臣による認定・監督

「情報収集」

「差止請求」

適格消費者団体

消費者

【会員】
個人会員
団体会員

【検討部門】
消費生活の専門家
法律の専門家

【理事会】
理事構成
決定方法

事業者

情報公開

国民

業務状況チェック

学識経験のある第三者

【会員】

- 100名以上
- 総会を年1回開催

【理事会
・理事】

- 理事会2か月に1回程度開催（スカイプも可）
- 特定事業者の数が3分の1を超える，及び同一業種が2分の1を超えてはならない。

【監事】

- 団体の業務執行・財産状況の監査，1名～2名

【検討委員会】

- 弁護士，司法書士，消費生活相談員からなる専門委員

【情報収集部門・
情報公開部門】

- 専門的知識を有する者が適切に配置されていること

事務局

- 週3日程度，1名～2名の人的負担。
- 記録保管用キャビネット，パソコン1台，電話1台の設備

埼玉の場合
弁護士5名，司法書士1名，消費者団体関係者5名，生協関係者4名の合計15名

財政基盤の確保

- 各地の例によると、財産基盤としては、年間150万円～200万円は必要
(ただし、人件費は、他の団体の協力による。)
- 例) 京都: 30万円(その余は生協), 埼玉・大分: 人件費生協負担。
- 消費者のために差止請求を行い、差止ができて、報酬はもらえない。
(新法成立まで)

そのため

【財政基盤確保のためには・・・】

- 人件費の負担をしてもらう(週3回、午後のみなど)
- 会員からの会費
- 団体への寄付金
- シンポジウムの開催収入等
(その他の事業収入) が必要

相当期間，継続的な活動実績

- 「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害防止及び救済のための活動」についての相当期間の継続的な活動実績が必要
- 相当期間は，**二年以上**が原則。但し，団体の同一性が認められる限り，従前の活動も含まれる。
- 申し入れ実績の目安は，改善された例で3件，全体でも5件程度を目安にするよう(ガイドラインの要件ではない)

そのため

申し入れ活動を早期に実施することが重要！

2 消費者支援 群馬ひまわりの会の取組み

群馬ひまわりの会・概要

- 1982年 桐生ひまわりの会として発足
- 2008年 非特定営利活動法人化
- 2014年 適格消費者団体をめざす活動開始
- 9月 消費者支援群馬ひまわりの会に名称変更

< 会員数 >

- 正会員・活動会員 111名(351口) / 月500円
- 賛助会員 19名 / 年3000円
- 応援会員(新設) 年1000円(1口)

< 理事数 > 15名(内専門家5名・学者1名)

< 検討委員 > 20名(弁護士9, 司法書士6, 相談員等5)

活動概要

理事会：2か月に1回

検討委員会

開催：1か月半に1回

委員：弁護士9名・司法書士6名・相談員等5名

場所：弁護士会会議室（無料）

議決：MLによる議決も可としている。

事案：担当者2名を順番に割当て、問題点の整理、申入案の作成を実施する（概ね2～3回程度で議決）

手当：0円

情報：消費生活センターからの紹介、検討委員等の事案

HOME

消費者支援群馬ひまわりの会について

相談会について

入会案内

被害情報提供

お問い合わせ



活動実績

消費者被害

差止申入実績
最新被害情報
消費者関連法の解説

借金問題

借金問題の解決方法、解決実績
ギャンブル依存症とは？



消費者支援
群馬ひまわりの会
について



相談会
について

被害情報提供

気軽に情報をお寄せください

入会案内

<http://npo-himawari.jp>

消費者の目線で活動する

【群馬ひまわりの会】

内閣総理大臣認定の「適格消費者団体」
を目指しています

お寄せください
**あなたの
〈声〉**

あなたの声が
被害の拡大を
止めます。

(((今、困っている事例を
聞かせてください)))

あなたからお寄せいただいた情報は、主に同
種被害者を作らないための活動に活用させて
いただきます。

おひとり、お一人の声は、決して小さくはあり
ません。あなたの声が次の被害を止め、不当な
事業者を正すことにつながります。

【群馬ひまわりの会】には、
弁護士・司法書士・消費生活相談員など
消費者被害の専門家が所属しています

群馬ひまわりの会は、被害から消費者の利
益を守るために全力で活動してまいります。

当会が目指す「適格消費者団体」とは、
消費者と事業者とのトラブル等の
情報を収集し、消費者に
被害を及ぼす事業者の
不当な行為を、
訴訟によって止めさせる
ことができる団体です。



活動のための会員登録と寄付を募っています。

私たちが推進する「消費者被害の防止のための活動」にご賛同い
ただけましたら、ご支援・ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

入会申込書

年 月 日

NPO法人 群馬ひまわりの会 御中

私は、NPO法人 群馬ひまわりの会へ入会を申し込みます。

フリガナ	
氏 名	
〒	
住 所	
連絡先	
職 業	職場連絡先
所属団体	
T E L	
F A X	
メール アドレス	

加 入 口 数	正 会 員 1口 500円/月	<input type="checkbox"/>	円
	賛助会員 1口 3,000円/年	<input type="checkbox"/>	円

中正会員は、議決権を有する会員です。賛助会員は、議決権が無く任意での活動に賛成される方です。
※正式入会には、ひまわりの会の委員としての推薦が必要となります。

お問い合わせ・入会申込書送付先は、下記【群馬ひまわりの会】まで

トラブルの情報をお寄せください

NPO法人 消費者支援 **群馬ひまわりの会**

〒376-0011 桐生市相生町3-120-6

TEL 0277-55-1400 FAX 0277-55-1429

メールでもお気軽に info@npo-himawari.jp [ホームページ](http://www.npo-himawari.jp) <http://www.npo-himawari.jp>

このリーフレットは群馬県適格消費者団体設立促進補助金で作成しました。

STOP!! 消費者被害



あきらめていませんか？



あなたの〈声〉を

お聞かせください

NPO法人 消費者支援 **群馬ひまわりの会**

すぐに TEL 0277-55-1400へお電話を...

事例1 家庭教師の中途解約条項ほか

契約書の「管理費の清算」条項

家庭教師の派遣にあたり、契約期間が長期間であればあるほど安くなるという単価を設定。

中途解約時の清算においては、「ご入会時のコースでの既払金より退会時までの派遣に要した期間のコース価格（一括払価格，月払総額，延長月払総額）を減じた金額を返金する」という違約金条項

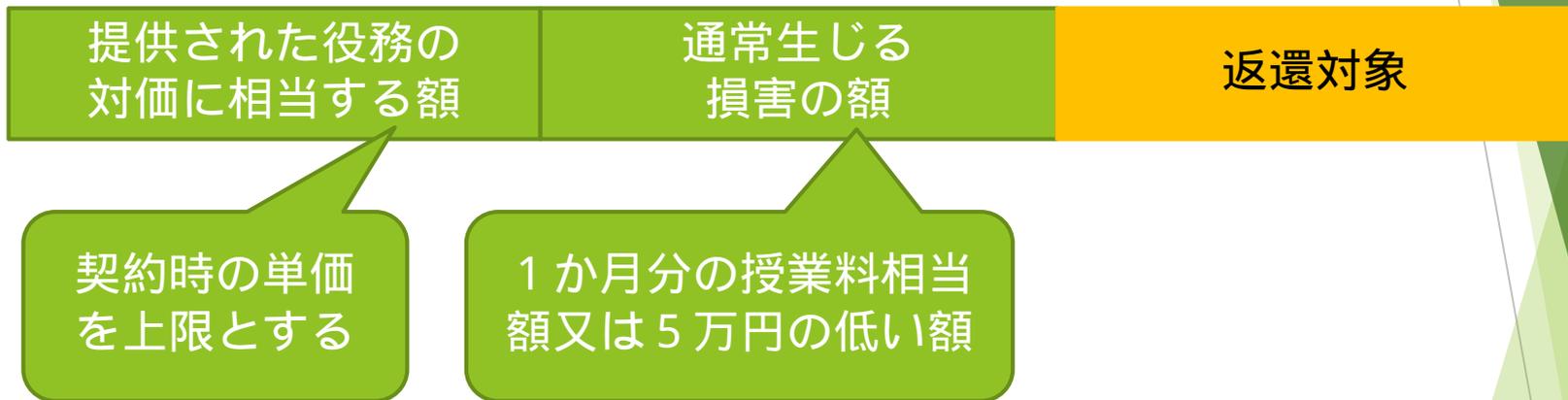
派遣期間	一括払 (A)	通常月払(支払月数=派遣月数)			(B)-(A)
		お支払金額 / 月	支払回数	お支払総額 (B)	
1ヵ月	84,000	84,000	1	84,000	0
2ヵ月	168,000	84,000	2	168,000	0
3ヵ月	220,500	80,850	3	242,550	22,050
4ヵ月	252,000	69,300	4	277,200	25,200
5ヵ月	283,500	62,370	5	311,850	28,350
6ヵ月	315,000	57,750	6	346,500	31,500
7ヵ月	332,500	52,250	7	365,750	33,250
8ヵ月	350,000	48,120	8	384,960	34,960
9ヵ月	367,500	44,910	9	404,190	36,690
10ヵ月	385,000	42,350	10	423,500	38,500
11ヵ月	402,500	40,250	11	442,750	40,250
1年	409,500	35,530	12	450,360	40,860
1年1ヵ月	418,250	35,390	13	460,070	41,820

例) 1年契約(一括)で409,500円支払った後、6か月で止めた場合
返金される額は、
 $409,500円 - 315,000円 = 94,500円$

1年契約の単価: 34,125円
6か月契約の単価: 52,500円

特商法では

特商法第49条2項1号



1年契約の単価: 34,125円 (6か月の単価52,500円でない)

提供された役務に相当する額: $34,125円 \times 6 = 204,750円$

通常生じる損害の額: 34,125円

→ 違約金として取り得るのは、238,875円が上限。

52,500円 × 6か月 = 315,000円を「提供された役務の対価に相当する額」とはできない。

申入れ（平成26年8月11日）

違反条項の是正， 契約書の破棄， 消費者への不当利得の返金等を求める



是正（同年9月9日）

事業者が経済産業省と協議のうえ，申入れを受け入れ是正

抜本的な差止請求により，
被害拡大を早期に防ぐことができた

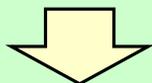


事例2 プリカカードの違約金条項等

【問題の所在：約款の内容】

1 約款第11条1項, 同3項

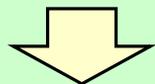
キャッシュプリカの有効期限を最終利用日から1年間。
有効期限経過後利用可能残額の払戻しは, やむを得ない事情により1年間の有効期限を経過した者を対象とする。



有効期限経過後は, 利用可能残額の払戻しをする義務が生ずるので, 限定することは不当(民法703条)?

2 約款第11条5項

有効期限経過後さらに2年が経過した場合は, 利用可能残高の払戻しに応じない



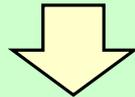
商事時効より短いもので, 消費者契約法第10条によって無効?

事例2 プリカカード続き

【問題の所在：約款の内容】

3 約款第6条, 第10条2項, 第11条3項

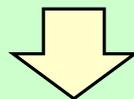
キャッシュプリカ利用可能残額の払戻しにあたって, 所定の手数料(648円)を控除すること



払戻しにかかる手数料は, 弁済の費用として, 原則的には, 事業者が負担すべきもの(民法第485条本文)

4 約款第6条1項

キャッシュプリカの変形, 破損等によってカード記録の読取りができなくなった場合, 手数料支払いにより, 利用可能残額の払戻し
がなされる



利用者の過失以外の要因も含まれるため, 消費者契約法第10条
によって無効

プリカカード発行会社の言い分

有効期限後の払戻請求権はそもそも存在しない。

→ もっとも、「やむを得ず場合」でなくとも払戻しには応じ、今後同文言を削除することを検討する。

払戻義務がない以上、商事時効の問題ではない。

手数料については、必要な経費を下回っている。

利用者の過失によらない場合には、無料で再発行している。

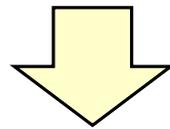
次の改訂時に当該内容を明記するように変更する。

第3 中古自動車 販売店の問題

(問題事案)

中古自動車の販売店において、契約申込金を「手付金」と手書きで修正させた上で、注文書作成後のキャンセルには、10万円の違約金を請求するという事案。

申込時点において、手持ちの1万円を渡すなどさせ、その場合には、差額を請求する。

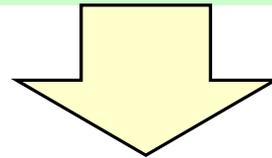


【問題の所在】

契約の成立時期
違約金と消費者契約法9条の問題。

自動車販売契約の成立時期

売買の成立時期(標準約款では)
契約の成立日は、自動車の登録がなされた日、
注文により修理・改造・架装等に着手した日、自動
車の引渡しがなされた日のいずれか早い日
但し、割賦購入あっせん契約の場合には、その契
約の定めるところによります。



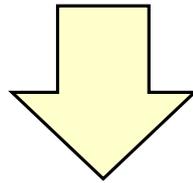
契約成立前	契約成立後
撤回は認められる。 手付契約も成立しない。 実損の損害賠償のみがあり得る。	手付解約

事業者は回答
しない

事例4 互助会の解約金条項

(問題事案)

互助会の解約金について、セレマ判決に比較して、解約金が高いと考えられる事案について申入れ



事業者は、改訂済みとの回答であったが、新しい約款でも1回から5回払込分は、全額手数料として取得するとされており、消費者契約法9条1項に反するとして再度申入予定。

事例5 着物レンタル販売業者

(問題事案)

ある着物レンタル事業者で成人式の着物レンタルを契約(約1年前)。その後、2週間程度で解約したところ、違約金80%を請求したという事案

平均的損害の有無の前に、違約金条項の合意すらなかった事案

→ 合意のない違約金を請求しないこと、契約条項を明確にするように申入予定。

事例6 専門学校の学費不返還条項

(問題事案)

ある専門学校Aでは、「推薦入学」によって入学予定者が入学を辞退した場合に、授業料も含め一切返還しない旨の条項を規定している。

当該専門学校では、4月2日まで一般入試。選考方法は同じ。

最高裁H18.11.27

専願等が出願資格とされている大学の推薦入学試験等の合格者に関する不返還特約は、当該授業料が初年度に納付すべき範囲内のものである場合には、**同契約の解除の時期が大学において同解除を前提として他の入学試験等によって代替りの入学者を容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情のない限り有効。**